

沖縄県公立大学法人評価委員会運営要綱（案）

令和 2 年 7 月 日

沖縄県公立大学法人評価委員会決定

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、沖縄県公立大学法人評価委員会条例（令和 2 年沖縄県条例第 22 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、議事の手続その他沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 委員長は、条例第 5 条第 1 項に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。

（会議の公開等）

第 3 条 会議は原則公開するものとする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議の傍聴を希望する者に対し、別紙「傍聴要領」を示すものとする。

3 委員長は、傍聴人が、別紙「傍聴要領」に定める事項に違反する行為をしたときその他委員長の指示に従わないときは、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（会議結果の公表等）

第 4 条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。

- 一 会議の議題
- 二 会議の日時及び場所
- 三 出席した委員の氏名
- 四 議事の要旨

2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

沖縄県公立大学法人評価委員会傍聴要領（案）

令和2年7月 日

沖縄県公立大学法人評価委員会決定

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の1時間前からです。
- (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 会議の傍聴定員は5名です。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、委員長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。